

双葉町告示第 39 号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第 2 項の規定による告示の日から生ずる。

令和 8 年 10 月 14 日

双葉町長 伊澤 史朗

1. 区 域 中野地区の一部  
(別紙のとおり)

別紙

## 変更調書

| 新  |    |               | 旧  |     |               |
|----|----|---------------|----|-----|---------------|
| 大字 | 小字 | 地番            | 大字 | 小字  | 地番            |
| 中野 | 原田 | 50 番 3、51 番 1 | 中野 | 堂ノ前 | 50 番 3、51 番 1 |